

〔注〕平成19年4月から改正経過を注記した。

改正	平成5年12月本部訓令第31号	平成6年9月本部訓令第27号
	平成6年9月本部訓令第28号	平成7年6月本部訓令第14号
	平成11年11月本部訓令第22号	平成12年3月本部訓令第4号
	平成13年3月本部訓令第9号	平成14年7月本部訓令第32号
	平成14年12月本部訓令第49号	平成18年3月本部訓令第9号
	平成19年4月本部訓令第8号	平成22年3月本部訓令第7号
	平成22年7月本部訓令第27号	平成25年7月本部訓令第8号
	平成27年8月本部訓令第20号	平成28年7月本部訓令第32号
	平成29年7月本部訓令第15号	

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

広島県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

広島県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年広島県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 事件及び事故の処理等（第11条—第14条）
- 第3章 勤務制等（第15条—第19条）
- 第4章 活動（第20条—第29条）
- 第5章 指導監督等（第30条—第35条）
- 第6章 雑則（第36条—第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 地域部鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営については、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）鉄道警察活動 鉄道警察隊に勤務する警察官及び警察官以外の職員（以下「隊員」という。）が規則第3条第1項に規定する鉄道警察隊の任務（以下「鉄道警察隊の任務」という。）を遂行するために行う活動をいう。
- （2）幹部 隊員のうち巡査部長以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の警察職員をいう。

（設置）

第3条 鉄道警察隊は、広島市南区松原町に置く。

2 鉄道警察隊の活動区域は、広島県内の鉄道施設とする。

第4条 削除

（派遣所）

第5条 鉄道警察隊が活動するための施設として、次の派遣所を置く。

名称	所在地
東広島派遣所	東広島市三永一丁目
新尾道派遣所	尾道市栗原町
三原派遣所	三原市城町一丁目
福山派遣所	福山市三之丸町

一部改正〔平成28年本部訓令32号〕

(隊員の心構え)

第6条 隊員は、鉄道警察隊の任務を遂行する自覚と責任を持って常に市民応接に配意し、各種活動においてそれぞれの機能をより効果的に発揮させ、効率的な職務を執行して、県民の信頼と協力を得るように努めなければならない。

(運営の方針)

第7条 地域部鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）は、鉄道警察隊の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 事件又は事故の場所的、時間的及び季節的発生状況、鉄道利用状況等の特性を考慮し、計画的かつ重点的な運営を図ること。

(2) 隊員の組合せ及び連携に配慮し、効果的な運営を図ること。

2 隊長は、警察署及び関係機関と緊密な連絡を保ち、有機的な活動を推進するように努めなければならない。

(基本計画)

第8条 隊長は、鉄道警察隊の効率的運用を図るため、次に掲げる事項を内容とする基本計画を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。基本計画を変更する場合も同様とする。

(1) 隊員の配置

(2) 係の編成

(3) その他必要な事項

(月間活動計画)

第9条 隊長は、鉄道警察活動を計画的に行うため、次に掲げる事項を内容とする月間活動計画をあらかじめ策定するものとする。

(1) 活動重点

(2) 月間内において実施すべき活動の予定

(3) その他必要な事項

2 隊長は、前項の月間活動計画の策定に当たっては、治安情勢を勘案し、活動重点が効果的に実施されるよう考慮しなければならない。

(会議)

第10条 隊長は、幹部による会議を毎月開催し、次に掲げる事項について協議して、隊員に対する指導監督の統一及び各係相互間の連絡調整を図るものとする。

(1) 月間活動計画

(2) 活動重点の効果的推進方策

(3) その他鉄道警察活動について必要な事項

第2章 事件及び事故の処理等

(事件等の措置基準)

第11条 規則第4条の規定により鉄道警察隊が行う事件又は事故の初動的な措置（以下「初動措置」という。）の基準は、別表の隊員の事件又は事故の措置基準によるものとする。

2 隊長は、事件又は事故の処理に当たり、前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に指示することができる。

(事件等の引継ぎ)

第12条 隊長は、鉄道警察隊が取り扱った事件又は事故については、所轄警察署長に引き継ぐものとする。

2 事件又は事故を所轄警察署又は他都府県警察へ引き継ぐ場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公

安委員会規則第2号)第42条に規定する被疑者引渡書又は同規則第78条第2項に規定する事件引継書により行うものとする。ただし、隊長が別に定める簡易な事件の引継ぎについては、隊長が別に定めるところにより行うものとする。

(緊急配備)

第13条 隊長は、緊急配備若しくは広域緊急配備の発令があったとき又は犯人等の手配の通報を受けたときは、直ちに所要の措置をとらなければならない。

(遺失物及び拾得物の取扱い)

第14条 隊長は、鉄道施設において、遺失物又は拾得物を発見し、又はこれらの届出を受けたときは、鉄道事業者その他の関係団体、機関等(以下「鉄道事業者等」という。)の管理権が及ぶものを除き、必要な措置をとった後、関係警察署に引き継ぐものとする。

第3章 勤務制等

(勤務制)

第15条 隊員の勤務制及び勤務時間は、警察職員の勤務時間および休暇等に関する訓令(昭和43年広島県警察本部訓令第5号)の定めるところによるものとする。

一部改正〔平成19年本部訓令第8号〕

(特別勤務)

第16条 隊長は、鉄道警察活動を行うために必要と認める場合は、隊員を次に掲げる特別の任務を達成するための活動を行う勤務(以下「特別勤務」という。)に従事させるものとする。

- (1) 鉄道施設内の特別な治安情勢から必要がある場合における、事件・事故発生現場での活動
- (2) 緊急配備のための活動
- (3) 警衛、雑踏警備、輸送警備、事故における捜索救助その他の警戒警備の際の警備要員としての活動
- (4) その他鉄道警察の目的に沿って行われる各種鉄道警察活動で通常の勤務を通じて行うことが困難なもの

2 隊長は、隊員に特別勤務を行わせる場合は、通常の鉄道警察活動への影響を最小限にとどめるように配慮しなければならない。

(転用勤務)

第17条 隊長は、警察の総合的かつ効率的な運用の観点から判断して真にやむを得ない場合のほかは、隊員を鉄道警察活動以外の活動を行う勤務(以下「転用勤務」という。)に従事させてはならない。

- 2 隊長は、隊員を転用勤務に従事させる場合は、鉄道警察活動が著しく阻害されないよう、人選及び業務負担の均衡を考慮して決定しなければならない。
- 3 隊長は、隊員を1月以上の期間継続して転用勤務に従事させる場合は、本部長の承認を受けなければならない。

(勤務例)

第18条 隊長は、勤務時間割基準の運用例(以下「勤務例」という。)を策定しなければならない。

2 隊長は、勤務例の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意し、実態に応じたものにしなければならない。

- (1) 勤務員相互が連携できるものとする。
- (2) 鉄道施設の実態に応じた効果的な時間配分とすること。
- (3) 鉄道施設に対する警戒力に間げきが生じないようにすること。
- (4) 季節列車の運行等に関し鉄道事業者との連携を図ること。

(勤務の変更)

第19条 隊員は、勤務例による勤務では処理が困難と認められる事件、事故等の事案が生じたときは、幹部を経て、勤務の変更に係る隊長の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、必要な措置をとった後、速やかに、その経過を隊長に報告するものとする。

一部改正〔平成28年本部訓令第32号〕

第4章 活動

(鉄道警察活動)

第20条 鉄道警察隊の活動は、警ら、立番、警乗及び在所の勤務方法により行うものとする。

(警ら活動)

第21条 警らとは、徒歩又は鉄道警察隊無線自動車により、駅、線路、踏切、運転保安施設等重要な鉄道施設及びその付近において、巡回、駐留等の方法により、犯罪の予防検挙、危険の防止、少年の補導、鉄道利用者に対する保護、助言及び指導並びに情報収集を行うことをいう。

2 警らに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 事件及び事故の発生状況等を考慮して、計画的かつ重点的に行うこと。

(2) 関係警察署と情報交換を行い、効果的に行うこと。

(立番活動)

第22条 立番とは、駅の主要な改札口付近の適当な場所に位置し、立って警戒するとともに、地理案内、諸願届の受理等に当たることをいう。ただし、鉄道施設が一般利用者から閉鎖され、又は深夜等鉄道利用者がきん少なきは、鉄道警察隊の施設の入口付近等の適当な場所において行うものとする。

2 立番に当たっては、おう盛な警戒心と厳正な勤務態度により外部に対する警戒を行うとともに、来訪者に対する応接を丁寧迅速に行うものとする。

(警乗活動)

第23条 警乗とは、列車内における公共の安全と秩序の維持を図るため、列車に乗車し、列車内を巡回して、犯罪の予防検挙、危険の防止、旅客に係る保護、列車の乗務員に対する助言及び指導、少年補導等に当たることをいう。

2 警乗は、原則として2名1組を単位として行うものとする。

3 警乗に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 警乗を開始する駅の待合室及びその周辺をあらかじめ巡回して、挙動不審者、要保護者等の発見に努めること。

(2) 当該列車の乗務員と緊密な連絡を取り、事案の迅速及び的確な処理に努めること。

(3) 列車内を巡回し、旅客の動向、手荷物の保管状態、不審物の有無等に注意するとともに要保護者の発見に努めること。

(4) 警乗中は、関係府県鉄道警察隊と連携を密にし、情報交換に努めること。

(在所活動)

第24条 在所とは、鉄道警察隊の執務室等において、書類の作成及び整理、装備資器材の点検及び整備等を行うとともに、諸願届の受理その他来訪者に対する応接を行い、併せて外部に対する警戒に当たることをいう。

2 在所に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 書類の作成に当たっては、急訴事案の発生に伴う現場臨場に即応できる態勢で行うこと。

(2) おう盛な警戒心と厳正な勤務態度により外部に対する警戒を行うとともに、来訪者に対し丁寧迅速な応接を行うこと。

(休憩)

第25条 隊員の休憩については、勤務場所内で行わなければならない。ただし、幹部の承認を受けたときは、応急の勤務に服することのできる場所で休憩することができる。

(服装及び携帯品)

第26条 隊員は、常に制服を着用するものとする。

2 隊員は、所外において活動する場合は、必要により無線機を携帯するものとする。

(制服着用の例外)

第27条 規則第6条の2第2項に規定する必要があると認める場合とは、警察官の服制に関する訓令(昭和33年広島県警察本部訓令第5号)第5条各号に掲げる場合とする。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合にあつては、あらかじめ、隊長が私服の着用を命じ、又は承認したときに限るものとする。

(受傷事故の防止)

第28条 隊員は、所外の活動に際して危険が予想される場合は、警棒を把持して警戒に当たるものとする。

2 隊員は、事件又は事故の処理に当たっては、必要な装備資器材を効果的に活用して、受傷事故の防止を図るものとする。

(鉄道事業者等との連携)

第29条 隊長は、鉄道事業者等との間において緊密な連絡を保ち、鉄道に係る公安の維持を図るため必要な鉄道施設及び鉄道運輸の実態の把握に努めるものとする。

2 隊長は、鉄道事業者等が行う防犯運動、交通安全運動等に協力するほか、必要により指導助言を行うものとする。

第5章 指導監督等

(隊長の指揮監督等)

第30条 隊長は、自ら又は幹部に命じて、隊員に対する指揮監督及び指導教養（以下「指導監督」という。）を積極的に行わなければならない。

2 隊長は、隊員の指導監督を行うに当たっては、規則第13条第1項に規定する事項に留意して、効果的に実施しなければならない。

(幹部の職務等)

第31条 幹部は、隊長を補佐し、鉄道警察活動の企画及び実施並びに他の係との連絡調整に当たるとともに、率先して事件又は事故の処理を行うほか、部下に対する具体的な指導監督を行わなければならない。

2 幹部は、相互に緊密な連携を保つことにより、前項の職務を一体として効果的に遂行するように努めなければならない。

3 幹部は、鉄道警察活動に関する知識、教養、自己研さん等に努め、隊員に対し鉄道警察活動に必要なものについて指導教養を行わなければならない。

(指導監督上の留意事項)

第32条 幹部が隊員を指導監督する場合は、広島県警察本部処務規程（昭和30年広島県警察本部訓令第17号）第66条及び第67条に規定する指導監督の要領等によるほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 命令、指示、指導及び任務の付与は、具体的かつ明瞭に行うこと。

(2) 日常の職務の遂行に必要な知識及び技能を向上させるため、実務に即した指導に努めること。

(3) 鉄道に関する基礎知識を修得させ、迅速的確な現場判断ができる能力を高めるよう指導に努めること。

(4) 隊員のそれぞれの素質、個性等に応じて多様な知識及び技能が開発されるように指導すること。

(5) 隊員から意見、希望等を聴取し、鉄道警察活動の刷新改善に努めること。

(6) 指導監督した事項は、必要によりその改善措置等について復命させ、その結果を確認すること。

2 幹部は、隊員の指導監督を行った場合は、その結果について広島県警察職員の身上把握、指導及び支援に関する訓令（平成23年広島県警察本部訓令第11号）第8条第2項に規定する指導票により、隊長に報告しなければならない。

一部改正〔平成27年本部訓令第20号〕

(勤務日の活動重点の策定)

第33条 幹部は、隊員の自主性を尊重の上、治安実態に即した勤務日ごとの活動重点を策定するものとする。

(評価)

第34条 隊長は、隊員の活動の評価に当たっては、自らが指導監督した結果や幹部から報告のあった事項等を踏まえて、活動、功過等の全般について総合的に判断し、公平な評価を行うように努めなければならない。

(点検等)

第35条 隊長は、原則として毎月1回以上、隊員を招集し、点検、訓示、指示等を行い命令を徹底するとともに、必要な指導教養及び訓練を実施するものとする。

2 隊長は、前項の規定による点検、訓示、指示等を実施する場合において、幹部に対して訓示、指示、指導教養等を行い、隊員に伝達させることができる。

第6章 雑則

(勤務日誌等)

第36条 警部補以下の階級にある警察官は、勤務日の取扱事項、処理結果その他の勤務状況を別記様

式第1号による鉄道警察隊勤務日誌に簡潔に記載して、活動の状況を明らかにしておかなければならない。

2 隊長は、毎日の取扱事項その他の事務処理状況を明らかにするため、幹部のうちから1名を指名し、その者に別記様式第2号による鉄道警察隊活動実績集計表及び別記様式第3号による鉄道警察隊活動日誌を作成させるものとする。

3 前項により指名された者は、勤務時間が終了し、事務を引き継ぐに当たっては、別記様式第4号による鉄道警察隊引継書を作成し、勤務時間中に取り扱った内容を確実に引受者に引き継がなければならない。

一部改正〔平成28年本部訓令32号〕

(都府県警察相互の連携)

第37条 隊長は、規則第14条第2項に規定する連絡主任者を指定するものとする。

2 隊長は、関係都府県鉄道警察隊と随時連絡を取り、必要により連絡会議を開催するなど鉄道警察の効果的運用について協議するものとする。

(装備品の管理)

第38条 隊長は、鉄道警察隊に配置された装備品の管理及び鉄道警察隊が使用する施設の保全について、その責に任ずるものとする。

(細則の制定)

第39条 隊長は、この訓令の施行に関する必要な細則を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月24日本部訓令第31号)

1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成6年9月27日本部訓令第27号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年9月27日本部訓令第28号)

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成7年6月1日本部訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、交付の日から施行する

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成11年11月11日本部訓令第22号抄)

(実施期日)

1 この訓令は、平成11年11月11日から施行する。

附 則 (平成12年3月1日本部訓令第4号)

この訓令は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日本部訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月19日本部訓令第32号)

この訓令は、平成14年7月19日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日本部訓令第49号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日本部訓令第9号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成19年4月1日本部訓令第8号)
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年3月23日本部訓令第7号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成22年7月23日本部訓令第27号)
この訓令は、平成22年8月1日から施行する。
附 則 (平成25年7月10日本部訓令第8号)
この訓令は、平成25年7月10日から施行する。
附 則 (平成27年8月20日本部訓令第20号)
この訓令は、平成27年9月1日から施行する。
附 則 (平成28年7月1日本部訓令第32号)
この訓令は、平成28年7月1日から施行する。
附 則 (平成29年7月10日本部訓令第15号)
この訓令は、刑法の一部を改正する法律 (平成29年法律第72号) の施行の日 (平成29年7月13日) から施行する。